

愛知県立碧南工科高等学校ソーシャルメディアサービス運用手順

愛知県立碧南工科高等学校

（趣旨）

第1 この運用手順は「愛知県立学校情報セキュリティポリシー」（以下「ポリシー」という。）第29条の規定に基づき、愛知県立碧南工科高等学校（以下、「本校」という。）のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や動画共有サイト等のソーシャルメディアサービス（以下「ソーシャルメディア」という。）の教職員の運用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この運用手順において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アカウント ソーシャルメディアの利用者を識別するための情報
- (2) パスワード ソーシャルメディアを利用する教職員の情報保護のために設定する認証用文字列等
- (3) コンテンツ ソーシャルメディアで利用する文字、画像及び動画の情報
- (4) アップロード ネットワークを通じて、手元の端末から別システムに情報を送信し、保存する作業

2 前項で規定する用語の他、この実施手順で使用する用語は、ポリシーで使用する用語の例による。

（利用目的）

第3 本校への入学希望者及び在校生とその保護者を対象として、授業風景、部活動、学校行事等に関する情報発信を行うことを目的とする。

（利用サービス）

第4 利用するソーシャルメディアは以下のものとする。

- (1) X(旧 Twitter)
- (2) Instagram

（アカウントの管理）

第5 アカウントの開設、登録情報の変更、削除又は閉鎖は、学校長の承認を得て行う。成りすまし防止のために、本校の公式ホームページにアカウントの情報を掲載してリンクを設定する。また、利用しているソーシャルメディアのプロフィール欄等にアカウントを管理している学校名を明示し、本校の公式ホームページのURLを記載する。

2 学校長は、次の点を明確にしたアカウントごとの運用方針を作成し、これに沿って運用する。また、ソーシャルメディアのプロフィール欄等に運用方針の内容を掲載する、又は本校の公式ホームページに運用方針を掲載のうえソーシャルメディアのプロフィール欄等にリンクを設定することで、利用者に運用方針を周知する。

(1) アカウント名

X … @Hekinan_te_h

Instagram … hekinan_koka

(2) 運用体制

ポリシーを遵守し、学校長監督のもと運用していく。

原則として、ユーザーからのコメント等への返信は行わず、開庁日の午前8時30分から午後5時00分までの運用とする。また、掲載した記事を予告なく削除することや、リンク先のページが削除や変更されている場合がある。

(3) 書き込み等への対応

本アカウントにおける投稿の遵守事項は次の各号に掲げる通りとする。

ア 可能な限り平易な言葉を用い、分かりやすさを心がけるものとする。

イ 投稿に際しては、愛知県公式 web サイト「ネットあいち」の取り扱いに準ずる。

ウ 投稿に際しては、不正確な情報で閲覧者に誤解を与えないよう、情報の正確性に注意する。

エ 被写体が特定できる人物写真を掲載する場合は、インターネット上で掲載する旨を説明し、事前に本人に対して許可を得る等、肖像権にも十分配慮する。

オ 第三者の権利を侵害する情報、その他公序良俗に反する一切の情報を記載しない。

(4) 連絡先

愛知県立碧南工科高等学校 教頭

電話番号 0566-42-2500

(5) 個人情報に関する取扱い

サービス情報を通じて碧南工科高校が提供を受けた個人情報については、個人情報保護法に基づき、適切に取り扱う。

(ソーシャルメディア責任者)

第6 ソーシャルメディアの運用管理に係る責任者(以下「ソーシャルメディア責任者」という。)は、ネットワーク担当者又は学校長が選任した教職員とする。

2 ソーシャルメディアの利用に係るパスワードの登録及び管理は、ソーシャルメディア責任者が行う。

(公開作業手順)

第7 ソーシャルメディアへの情報の公開手順は、以下のとおりとする。

(1) ソーシャルメディアのコンテンツ作成者は、コンテンツを作成した後、「ソーシャルメディア公開に係るチェックリスト」の内容を満たしていることを確認し、校内にて決裁を受ける。

(2) ソーシャルメディア責任者は、決裁後のコンテンツを受領し、ソーシャルメディアにアップロードする。その際、「ソーシャルメディア公開に係るチェックリスト」

の内容を満たしていることを確認する。

- (3) ソーシャルメディア責任者は、コンテンツの内容や性質に応じ、公開方法等の設定が適切に行われていることを確認（特に限定的な公開設定の場合は、複数人で確認）した上で、動画を公開する。
- (4) ソーシャルメディア責任者は、アップロードしたコンテンツが正しく設定されているか、当該ソーシャルメディアを視聴して確認する。

（遵守すべき事項）

第8 ソーシャルメディア責任者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 学校長の承認を得ないアカウントを業務に利用すること。
- (2) 業務に使用するパスワードを他人に知らせること。
- (3) 法令又は公序良俗に反して利用すること。
- (4) 業務以外の目的に利用すること。
- (5) ソーシャルメディアの利用規約に反すること。
- (6) ポリシー第31条に規定する重要性B以上の情報を公開すること。
- (7) 著作権、肖像権等の権利を侵害すること。
- (8) その他運営管理に支障を及ぼすおそれのあること。

（事故等を発見した時の措置）

- 第9 ソーシャルメディアの利用に当たって情報セキュリティインシデントを認知したときは、学校長は直ちに高等学校教育課長（特別支援教育課長）及びICT教育推進課長に報告し、その指示に従って必要な措置を講ずる。
- 2 アカウントの成りすましが発生していることを発見した場合は、前項の内容に加え、学校長は当該ソーシャルメディアの運営者に削除依頼を行い、運用しているWebサイト上で成りすましが存在することを周知する。

（違反行為への対応）

第10 学校長は、この運用手順の遵守状況を定期的に把握し、この運用手順に違反する行為等を認めたときは、重大性等に応じて、当該教職員への注意や利用の停止等、適切な措置を講じるものとする。

（運用手順の見直し）

第11 学校長は、ポリシーの改正や、ソーシャルメディアの利用規約の変更等に応じて運用手順の見直しを行うこととする。

附則

（実施期日）

この運用手順は、令和7年4月1日から施行する。